

# 和漢古書に関する取扱い及び解説

(平成14年度第2回図書館情報委員会 承認)

本取扱いでは、書誌レコード作成上、従来の近現代刊行資料と大きく異なる点を取りまとめた。各事項についての基本的考え方を示すにとどめ、詳細な規則や記述例については、別途作成している「コーディングマニュアル」で規定する。  
また本取扱いは、基本的にはNCR1987改訂2版(以下、NCR87R2)に準拠し、その条項と異なる規則について説明する形式をとっている。

## 1. 適用範囲・書誌レコード作成単位

原則として、和古書は1868年以前、漢籍は1912年以前のものを和漢古書とする。

ただし、幕末のもの、清朝末期のものにおいて、近代的印刷技法・出版形態によって大量出版されたものについては、和漢古書扱いとしなくてもよい(版毎に書誌レコードを作成し、その書誌レコードを共有する)。

また、明治期/民国以降のものであっても、和漢古書としての取扱いが適当と思われる書写資料、少数部数の刊行物などの場合は、和漢古書扱いとする。

和漢古書は、記述対象資料毎に特有な記述が必要であるため「稀覯本」扱い(「目録情報の基準」第4版)4.2.3)とし、記述対象資料毎に別書誌レコードを作成する。また、その旨を最初の注記として記録する。

例) NOTE: 和漢古書につき記述対象資料毎に書誌レコード作成

和漢古書として登録されたレコードは、原則として一所蔵一書誌であるので、他機関とのレコード調整は行わない。

和漢古書については、当該記述対象資料のみからでは、書誌レコードの同定識別等の判断が非常に困難である。また、同版毎に書誌レコードを共有できる近現代刊行資料と異なり、同版全体(複数の記述対象資料)に対する妥当な記述を行うことは不可能であるため、記述対象資料毎に書誌レコードを作成することとした。  
和漢古書として取扱ったことを明示するため、その旨を最初のNOTEフィールドに記録する。  
これを適用する範囲について、あらゆる場合について妥当な判断基準を決めることは困難である。よって、適用範囲については原則を示し、但し書き以降の部分で、個々の事例に即した柔軟な対応が可能となるようにした。

(参考)

日本における近代印刷技術の確立は、明治極初期の本木昌造等に求められるが、それ以前、幕末期にはすでに、油性インクを使用した銅版本や活版本の出版が盛んに行われていた。又、中国においては、清朝末期にはすでに近代洋式印刷の一種である石印本が大量に出版されていた。しかしその一方では、旧来からの手法(例えば、版木を用いて少数ずつ印刷・製本等)そのままの出版も、近代以降の数十年の間、続いていた。こうした、過渡期における新旧の交錯した印刷技法・出版状況に対して現実的に対応することとした。

## 2. 各書誌的事項の情報源

和漢古書においては、各書誌的事項の情報源として有効である箇所およびその優先順位は、時代により、分野により、更には記述対象資料により異なる。従って、原則としてその資料全体が情報源と

して検討される必要がある。この原則のもとに、各書誌的事項において比較的有効である情報源は、下記の通りとする。

1) タイトルと責任表示に関する事項 -

巻頭、題簽、外題

目首、自序、自跋、巻末(尾題も含む)

奥付、奥書、見返し、扉、版心、小口書、著者・編者以外の序跋、識語等

2) 出版・頒布等に関する事項 - 刊記、奥書、見返し、扉、序、跋、識語等

3) 形態に関する事項 - その資料から

4) 書誌構造リンク - その資料から

5) 注記 - どこからでもよい

タイトルについては、巻頭以外を情報源とした場合には、注記にその情報源を示す。また、各書誌的事項において必要があるときも、注記にその情報源を示す。

NCR87R2 では情報源の優先順位が固定化されているが、記述対象資料により事情の異なる和漢古書の特徴を考慮して柔軟性をもたせ、その資料全体を情報源として総合的に判断できるようにした。

### 3. 書誌的巻数の記録方法

書誌的巻数はタイトルの一部として、タイトルの後スペースに続けて、アラビア数字に置き換えて、記録する。

不完全本の場合は、完全本の巻数を記録し、続いて記述対象資料の現存巻数を丸括弧(( ))に入れて付記する。完全本巻数が不明な場合は、現存巻数のみを丸括弧(( ))に入れて付記する。

なお、対象資料が一巻(巻立てがない)の場合には、巻数は記録しなくてもよい。

和漢古書の伝統的な目録法においては著作の成立時、あるいは初期の刊行(製作)時の巻数を書名に続けて記録する慣習がある。この巻数を、物理的な現況にもとづく巻数と区別して言う場合に書誌的巻数という。

書誌的巻数を NCR87R2 2.1.1.1A ではタイトルの一部、中国編目規則 4.1.4.1 ではタイトル関連情報としているが、ここでは NCR に従った。ただし、区切り記号は伝統的な目録の慣習により近い、スペースのみとした。

不完全本の巻数の記録方法は既存の目録において様々であるが、書誌データの作成側、利用者側双方の便宜を考慮して、新たな方法を採用することとした。ここに不完全本の現存巻数を記録することとしたのは、書誌的巻数と現存巻数の関連が深いためである。また、丸括弧に入れて付記することとしたのは、完全な巻数自体が不明なものにあっても、現存巻数の記録であることを明確に示すことができるようにするためである。

### 4. 責任表示への付記

漢籍の場合、責任表示には王朝名を丸括弧(( ))に入れて名前の前に付記するのが望ましい。

漢籍目録の慣習に従い、情報源上での記述の有無にかかわらず、識別上必要な王朝名の付記を行うこととした。「付記するのが望ましい」としたのは、付記することが困難な場合を想定したためである。

伝統的な漢籍目録では使用しない括弧を使用したのは、名前と王朝名とを区別するためであり、また、補記の角括弧([ ])ではなく丸括弧を使用したのは、一般的な補記と区別し、かつ現代中国での取扱いの動向に留意したためである。

## 5. 版に関する事項

和漢古書を記録する場合、版に関する事項は使用しない。

和漢古書については、そもそも同版毎の記述とはならないため、版に関する事項は使用しない。  
「新版」や「再版」などの表記は、タイトルあるいは出版に関わる注記として取扱う。

## 6. 出版・頒布等に関する事項の取扱い

### 6.1 出版地・出版者等

出版地とそれに対応する出版者等の組が複数表示されている場合、NCR87R(2.4.1.1C、2.4.2.1D)では顕著な(もしくは最初の)出版地・出版者の組を一つ選択することとしているが、本取扱いでは出版地毎にPUBフィールドを繰返して複数記録する。

また、各出版地に複数の出版者が表示されている場合は、顕著なもの、最後のものの順で、代表とする出版者を選んで記録し、各々[ほか]と補記する。ただし必要な場合は、すべての出版者を記録してもよい。

なお、写本の書写事項を製作等に関する事項として記録する場合、丸括弧は用いない(NCR87R2 3.4.0.2)。

複数の出版地に関する情報は有効であるため、各出版地の出版事項を記録する。  
出版者の優先順位については、出版に際し最も重要な役割を果たした出版者を選ぶべきである。その判断が困難な場合、従来、刊記の最後に書かれているものを代表者として記載することが多く行われてきた。  
NCR87R2 2.4.2.1C の規定のうち、見返しに表示されているものは判断に注意を要するのでこの条項は自動的に適用しないこととした。

### 6.2 古地名の記録 (出版地)

出版地に記録する古地名は、所定の情報源に表示されている出版地をそのまま記録する(NCR87R2 2.4.1.2A)。識別上必要があるときは(NCR87R2 3.4.1.2A)、当時の都市名、国名を付記または補記し、地名の別称が表記されている場合は通行のものを補記する。

### 6.3 書写者

写本等の場合、NCR87R2 3.4.2.2A(記録の方法)においては、書写者は記録しないこととしているが、本取扱いにおいては、自筆か転写かにかかわらず、すべて製作事項として記録する。なお、書写者が転写者であると判明した場合は、NCR87R2 3.4.2.2A 任意規定を採用し、「写」という用語を付して記録する。また、自筆であると判明した場合は、「自筆」という用語を付して記録する。

筆写者が著者であるのか転写者であるのか判断がつかない場合は、名前のみを記録する。

写本における筆写者は、自筆か転写かにかかわらず非常に重要な情報である。  
NCR87R2 3.4.2.2A には、製作者として「書写者は、これを記録しない」とあるが、単なる注記よりも重要な情報として目録上に明示するためには、製作に関わる事項として取扱うことが最も自然であるため、すべて記録することとした。

### 6.4 出版者名の形

出版者名を記録する場合、すべて記述対象資料に表示されている名称を記録する。従って、屋号などが表示されている場合も、続けて姓名の表示があればそのまま記録する。なお、NCR87R2 2.4.2.2A(記録の方法)においては、明治初期までの和古書の出版者は、個人名のみの場合それを記録し、屋号のあるものは屋号に続けて名だけを記録するとしている。

出版者中の屋号と姓の判断のゆれを防ぐため、すべて記述対象資料に表示されている通りに記録することとした。

## 6.5 出版年・書写年の採択

刊本については、刊行年が判明した場合、「刊」という用語を付して記録する。別に印行年が判明した場合は、「印」という用語を付して丸括弧(( ))に入れて付記する。

印行年のみが判明した場合は、「印」という用語を付して記録する。

刊行年、印行年の判別がつかない場合は、年のみを記録する。

また、写本については、記述対象資料の書写された年を記録する。

和漢古書については、刊行年と印行年を区別することが困難な場合が多い。それを識別できない場合も、識別不明の意を含めて記録できるようにした。  
付記の仕方については、NCR87R2 2.4.3.1 任意規定を準用した。

## 6.6 出版年・書写年の記録の方法・西暦年の補記

記述対象資料に表示されている紀年を当該資料の出版年・書写年として採択する場合は、そのまま記録する。表示されている西暦紀年を付記し、表示のないときは補記する(NCR87R2 2.4.3.2A 別法、3.4.3.2A 別法)。

また、干支による表記の場合、可能であれば、それに相当する紀年(元号と年数による)に読み替えて記録する。

西暦紀年ではなく記述対象資料に表示されている紀年(多くは元号と年数による)を採用したのは、伝統的な目録の慣習と利用者の便宜を考えたためである。干支を表記のまま記録しないのも、上記の理由による。

## 7. 形態に関する事項の取扱い

### 7.1 形態に関する全体事項

PHYS フィールドでは、現在の形態について記述する。原装の形態については PHYS に記述せず、必要に応じて NOTE に注記する。

### 7.2 巻冊数の単位名称

資料の数量単位として、「冊」の他に NCR87R2 第 10 章別表・付「特定資料種別の数量表示(単位名称・助数詞)について」の単位も使用できる。

但し、卷子本・掛物類については「巻」は用いず、「軸」を用いる。一枚ものには「枚」を用いるが、畳みもの類については「枚」は用いず、「舗」を用いる。

例) 卷子本・掛物類 ... 軸

一枚もの ... 枚

畳みもの ... 舗

折本(帖装)・旋風葉 ... 帖  
書簡類 ... 通

できるだけ多くの数量単位を使用可能とする一方、統一的な名称で記録できるよう、NCR87R2 第10章別表・付を使用することとした。

### 7.3 大きさ

NCR87R2 2.5.3.2 の規定にかかわらず、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで記録することができる。また、縦×横の形で記録することができる。美濃判等、大きさを紙型に対応させた用語等を丸括弧(( ))に入れて付記することができる。尺・寸等の単位や糶等の表記は使用しない。

稀覯本等においては、小数点以下1桁まで記録することが一般的であるため、それを記録できるようにした。  
また利用者の便宜を考え、伝統的な紙型用語による表現が可能なものについては、それを付記できるようにした。

## 8. 四部分類の取扱い

漢籍の場合、四部分類をSHフィールドに記録することができる。

漢籍目録では広く普及している四部分類を記録できるようにし、検索等で活用できるようにした。四部分類には数字等を用いた標準的な記号法が存在せず、分類項目名辞を漢字形で記録することとなるため、検索インデックス生成上の問題などを考慮して、CLSフィールドではなくSHフィールドを用いることとした。  
対応する「件名標目表の種類コード」や典拠とする分類表(機関ごとに細区分には差異がある)、記述文法などは検討中である。

## 9. 統一タイトルの取扱い

NCR87R2 26.0.2 の規定にかかわらず、日本語・中国語の古典作品については、UTLフィールドに統一タイトルを記録し、また統一書名典拠レコードを作成してリンク形成することができる。

NCR87R2 では統一タイトルの適用は「無著者名古典、聖典および音楽作品」の範囲に限られているが、和漢古書における著作単位での集中の重要性を考慮し、著者を有する古典作品にも適用できることとした。「目録情報の基準 第4版」9.2.1.では中国語資料に限って作成範囲を「無著者名古典を含む古典、聖典及び音楽作品」としており、これを日本語資料にも適用する。  
具体的な作成規則については、「国書総目録」等、広く使われている和漢書の目録との整合性などを考慮しながら検討中である。

以上